

特別養護老人ホームほほえみ 利用料金表

※下記の利用料金は介護負担割合が1割の方です。

令和5年8月1日より

要介護度	施設介護サービス費																		食費・居住費				合計	
	基本サービス費※1	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	精神科医師定期的療養指導加算	栄養マネジメント強化体制加算	個別機能訓練加算(月額)	個別機能訓練加算(一月)	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(一月)	褥瘡マネジメント加算(一月)	ADL維持等加算(Ⅰ)(一月)	排せつ支援加算(Ⅰ)(一月)	生活機能向上連携加算(一月)	介護職員処遇改善加算	介護職員特定処遇改善加算	介護職員ベースアップ等支援加算	小計(月額)①	負担割合区分	食費(月額)	居住費(月額)	小計(月額)②	月額(30日)①+②	
1	652	18	4	8	18	5	11	12	20	40	3	30	10	100	77	25	15	25,553	4段階	1,445	2,006	103,530	4段階 129,083 3段階② 105,653 3段階① 84,353 2段階 61,853 1段階 59,153	
2	720	18	4	8	18	5	11	12	20	40	3	30	10	100	83	27	16	27,863	3段階②	1,360	1,310	80,100	4段階 131,393 3段階② 107,963 3段階① 86,663 2段階 64,163 1段階 61,463	
3	793	18	4	8	18	5	11	12	20	40	3	30	10	100	89	29	17	30,323	3段階①	650	1,310	58,800	4段階 133,853 3段階② 110,423 3段階① 89,123 2段階 66,623 1段階 63,923	
4	862	18	4	8	18	5	11	12	20	40	3	30	10	100	95	31	18	32,663	2段階	390	820	36,300	4段階 136,193 3段階② 112,763 3段階① 91,463 2段階 68,963 1段階 66,263	
5	929	18	4	8	18	5	11	12	20	40	3	30	10	100	100	33	19	34,913	1段階	300	820	33,600	4段階 138,443 3段階② 115,013 3段階① 93,713 2段階 71,213 1段階 68,513	

○サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・・・重度の要介護者や認知症の方の積極的な受入促進を目的に介護福祉士所持者を配置し、質の高いサービスを提供し、個々のご利用者を尊重しながら生活を支援している場合。

○看護体制加算(Ⅰ)・・・常勤の看護師を1名以上配置している場合

看護体制加算(Ⅱ)・・・看護職員を常勤換算方法で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置があり、24時間連絡体制が取れる場合。

○夜勤職員配置加算・・・ユニットにおいて夜勤を行う介護職員又は看護職員の基準数に1を加えた数以上を配置した場合。

○精神科医師定期的療養指導加算・・・認知症である利用者が全体の1/3以上を占める施設にて、月2回以上の精神科医師による療養指導を実施した場合。

○栄養マネジメント強化体制加算・・・医師や管理栄養士等が協働して栄養ケア計画を作成し入居者の方の栄養状態を適切に評価、管理する場合。

○個別機能訓練加算・・・機能訓練指導員その他の職種の方が共同して個別機能訓練計画を作成し実施する場合。

○科学的介護推進体制加算・・・厚生労働大臣が定める利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用した場合。

○褥瘡マネジメント加算・・・褥瘡の発生リスクについて、入所時と3か月ごとに評価を行っている場合。

○ADL維持等加算・・・「入居者の要介護が維持、改善しているか」に着目したアウトカム評価。6月毎にADL利得値を測定し、平均値が1以上の場合。

○排せつ支援加算・・・多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき排泄の支援を行った場合。

上記に加え、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入居時等と比較し、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がない「または」おむつ使用ありから使用なしに改善している場合、5単位上乗せする。

上記に加え、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入居時等と比較し、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がない「かつ」、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合、10単位上乗せする。

○生活機能向上連携加算・・・リハビリテーションを実施している医療提供施設が介護老人福祉施設等を訪問し、介護老人福祉施設等の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成した場合。

○介護職員処遇改善加算・・・一日あたりの介護保険サービス費の合計額に8.3%を乗じた額(加算Ⅰ)

○介護職員特定処遇改善加算・・・一日あたりの介護保険サービス費の合計額に2.7%を乗じた額(加算Ⅱ)

○介護職員等ベースアップ等支援加算・・・一日あたりの介護保険サービス費の合計額に1.6%を乗じた額

※1 基本サービス費には、施設で提供するおむつ代、洗濯代、通院(喜多方市内、会津若松市内)の送迎等が含まれます

※ 上記の金額に医療費は含まれません。

※ この他に個別の加算が算定される場合があります。その際はサービス計画書等にてご説明させていただきます。